

福岡県公報

平成20年8月1日
第2855号

目次

告示(第1272号 - 第1286号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
町の町の区域の変更	(市町村支援課)	5
公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	8
道路の区域の変更	(道路維持課)	8
道路の供用の開始	(道路維持課)	8
公 告		
屋外広告物講習会の開催	(公園街路課)	9
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	9
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課)	10

告 示

福岡県告示第1272号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町片縄北三丁目443番1、443番109及び443番110
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
広島市南区出島一丁目21番15号
山根木材株式会社 山根 恒弘

福岡県告示第1273号

久留米市長門石土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
秋 山 太加雄	久留米市長門石町604番地
執 行 義 美	" " 705番地
山 下 正 孝	" 長門石5丁目3番6号
執 行 將 秀	" " 4丁目4番24号
野 口 俊 雄	" " 1丁目9番2号
中 川 浩 一	" " 1丁目9番17号
山 下 啓 司	" " 1丁目10番8号

2 退任監事

氏名	住所
秋山 恵	久留米市長門石町731番地
秋山 英司	" " 614番地
執行 一美	" 長門石1丁目10番44号

3 就任理事

氏名	住所
秋山 恵	久留米市長門石町731番地
今村 廣敏	" 長門石5丁目8番34号
執行 哲	" 長門石町619番地
山下一 信	" 長門石5丁目3番9号
執行 敏文	久留米市長門石町618番地2
平川 正行	" 長門石1丁目8番5号
中川 良隆	" " 1丁目6番30号

4 就任監事

氏名	住所
執行 忠男	久留米市長門石5丁目8番24号
執行 秀樹	" 長門石町685番地
執行 一美	" 長門石1丁目10番44号

福岡県告示第1274号

鞍手町古門土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
----	----

添田 近文	鞍手郡鞍手町大字古門1287番地
添田 正治	" " " 873番地
添田 豊輝	" " " 1285番地
伊藤 常足	" " " 1256番地
添田 東輝	" " " 1438番地
古野 一樹	" " " 974番地
添田 正博	" " " 850番地
吉田 幸廣	" " " 2121番地
吉田 憲功	" " " 2034番地1

2 就任監事

氏名	住所
添田 幹爾	鞍手郡鞍手町大字古門1279番地
遠藤 剛徳	" " " 2130番地

3 就任理事

氏名	住所
添田 近文	鞍手郡鞍手町大字古門1287番地
添田 正治	" " " 873番地
添田 豊輝	" " " 1285番地
添田 東輝	" " " 1438番地
添田 正博	" " " 850番地
伊藤 常足	" " " 1256番地
吉田 幸廣	" " " 2121番地
吉田 憲功	" " " 2034番地1

4 就任監事

氏名	住所
添田 幹爾	鞍手郡鞍手町大字古門1279番地

古野 一 樹	〃 〃 〃	974番地
--------	-------	-------

福岡県告示第1275号

高田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
桑野 秀 春	みやま市高田町徳島529番地

2 就任理事

氏 名	住 所
原 田 澄 男	みやま市高田町徳島579番地
大 城 美 春	みやま市高田町海津181番地

福岡県告示第1276号

鹿毛馬土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

退任監事

氏 名	住 所
安 藤 初 美	飯塚市鹿毛馬1787番地 1

福岡県告示第1277号

三潴南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律

第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏 名	住 所
辻 勝 義	大川市大字諸富443番地

福岡県告示第1278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）アイレックスガーデン2期計画【A区画】
- (2) 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1862番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

地元説明会などでの意見の反映や、周辺住民からの苦情や指摘があった場合は、真摯に協議・対応していただきたい。

福岡県告示第1279号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) アイレックスガーデン2期計画【B区画】
- (2) 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1862番6 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

地元説明会などでの意見の反映や、周辺住民からの苦情や指摘があった場合は、真摯に協議・対応していただきたい。

福岡県告示第1280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
大新地土地改良区	平成20年7月23日

福岡県告示第1281号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人里山宮の森

(2) 代表者の氏名

的場 照彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡岡垣町中央台2丁目20番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対して、里山の環境整備や通学路等の安全確保のための活動を行うことで地域の交流と親睦を図るとともに、安全で安心して住める豊かな地域社会を創出し、地域の活性化と環境保全の実現に寄与することを目的とする。この目的を達成するため、作業はすべて自発的公共奉仕（ボランティア活動）の精神で相互の助け合いにより成立し継続して行うものとする。

福岡県告示第1282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、志免町長から志免町の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

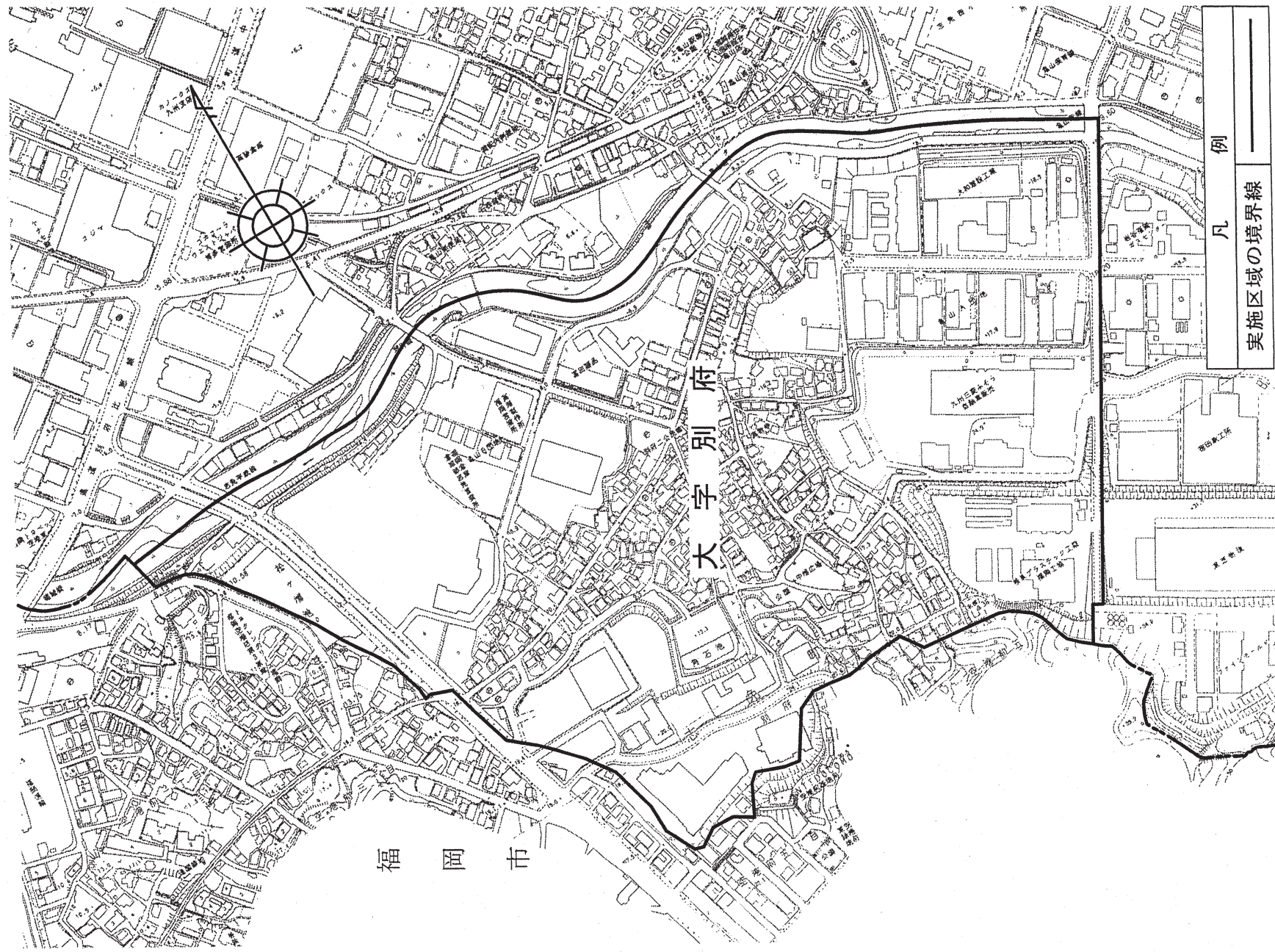
上記処分は、平成20年11月1日から効力を生ずるものとする。

平成20年8月1日

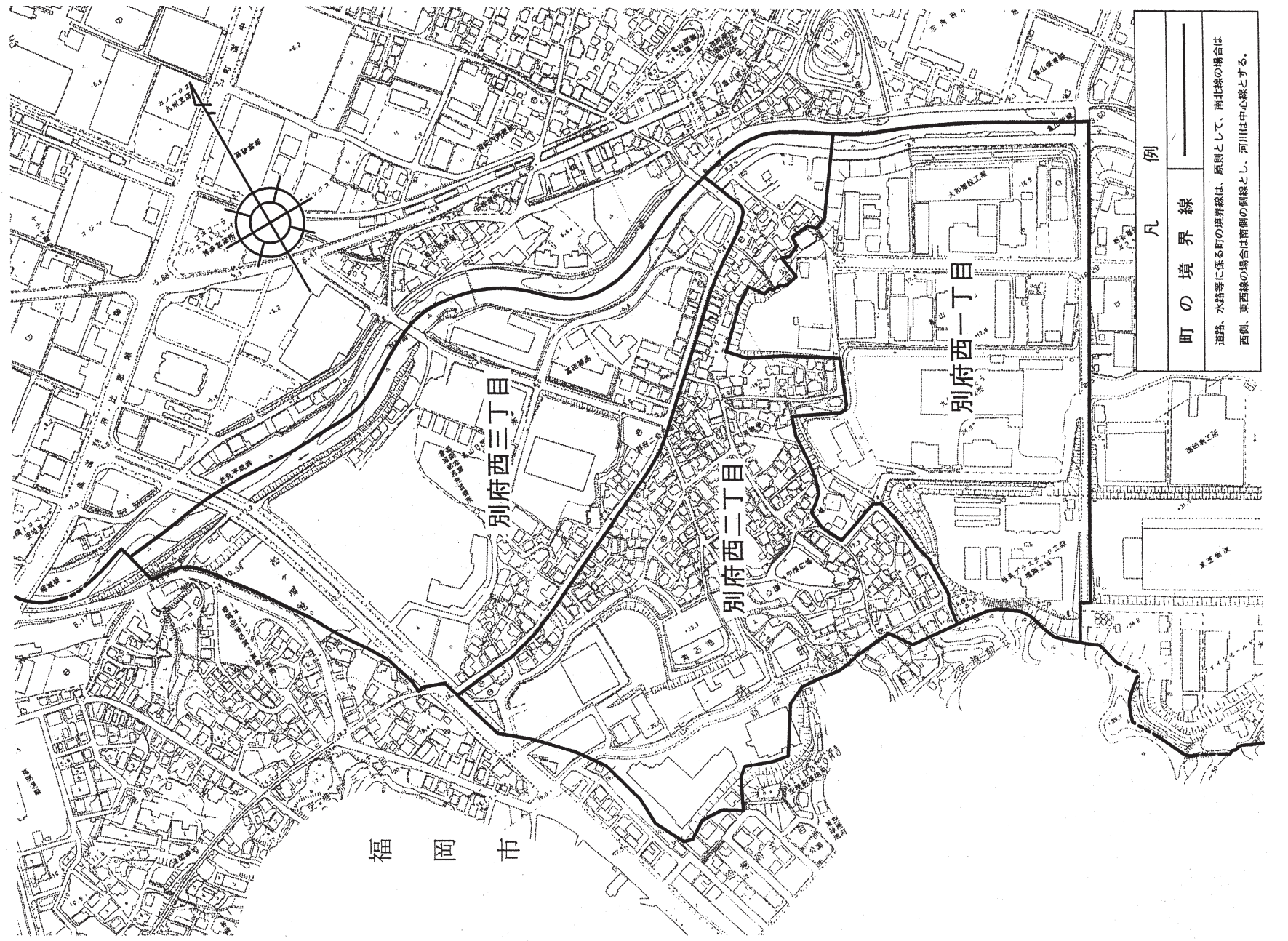
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。

別図1



別図2



福岡県告示第1283号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那珂川町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（那珂川町都市計画図修正）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
那珂川町全域	平成20年7月2日から 平成21年1月17日まで

福岡県告示第1284号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

福岡市早良区大字板屋字トヤノヲ96の185から96の187まで、96の190から96の194まで、字黒牟田101の33、101の34、筑紫郡那珂川町大字五ヶ山字大野1の43、2の10、2の12、字下亀ノ尾1339の13、1339の19、1339の22、1342の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

福岡市早良区大字板屋字トヤノヲ96の185から96の187まで

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び福岡市役所及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	中北川野線	前	久留米市北野町陣屋401番1先から久留米市北野町中21番先まで	7.5 ~ 16.0	986.0
			後	同上	7.5 ~ 16.0	

福岡県告示第1286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	中川北野線	久留米市北野町陣屋520番1先から 久留米市北野町中2904番6先まで

公 告

公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
平成20年9月9日	午前9時50分から 午後5時30分まで	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁 3階 講堂

2 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。ただし、平成20年9月9日現在で満15歳以上の者に限る。

4 受講手続及び受付期間

- (1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙による。）を添えて、最寄りの県土木事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、平成20年8月19日（火曜日）から9月1日（月曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、平成20年9月1日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続等の問い合わせは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092 - 643 - 3724）又は最寄りの県土木事務所に行うこと。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成20年7月17日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 大藪組	筑後市長浜2043 - 1	石井 正	平成19年9月12日 福岡県知事許可（特・般 - 19） 第69358号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成20年8月1日から平成20年10月29日までの90日間

4 処分の原因となった事実

株式会社大藪組の元取締役は、平成19年6月14日施行の福岡県大木町発注に係る「大木町立大木中学校大規模改修工事」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加業者らと共に共謀の上、談合を行ったこと及び平成19年10月5日ころ同工事の指名競争入札に関し贈賄行為を行ったことにより、福岡地方裁判所久留米支部から、懲役1年6月（執行猶予5年）の刑の宣告を受け、平成20年3月1日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

公告

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成20年8月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成20年8月1日から平成20年8月30日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載

するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。